

第 4 章 第 8 期計画の実績報告と第 9 期での取り組み方針（案）について

第 9 期計画 協議状況等進捗状況確認表

	第 8 期 掲載頁	資料 No.	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	備考	完了
第 4 章 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	27							
1 地域で支え合うまちづくり	28							
(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築	28	1	○					
(2) 社会福祉協議会活動	30	2	○					
(3) 民生委員・児童委員の活動	32	3	○					
(4) ボランティア・市民活動センターの活動	33	4	○					
(5) 学校教育などにおける福祉教育	35	5	○					
2 社会参加のまちづくり	36							
(1) 老人クラブ	36	6	○					
(2) 高齢者大学、高齢者教室	38	7	○					
(3) スポーツ・レクリエーション	40	8	○					
(4) シルバー人材センター	41	9	○					
(5) サロン・カフェ	42	10	○					
3 高齢者が生活しやすいまちづくり	43							
(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	43	11	○					
(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備	44	12	○					
(3) 高齢者の虐待防止	45	13	○					
新規 買い物弱者の対策支援		14					新規	
4 安全で快適な生活環境づくり	47							
(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	47							
① 外出支援サービス助成事業	47	15					検討中	
② 住宅改造費助成事業	48	16	○					
③ 緊急通報システム整備事業	50	17	○					
④ 救急医療情報キット配布事業	51	18	○					
⑤ 訪問理美容サービス事業	52	19	○					
⑥ 生きがい活動支援通所事業	53	20	○					
⑦ 高齢者祝福事業	54	21	○					
⑧ 要介護世帯雪下ろし援助事業	55	22	○					
(2) 高齢者支援事業計画の計画値（再掲）	56						削除	
(3) 施設サービスおよび支援施設等	57							
① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）	57	23	○					
② 軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業	58	24					第 4 回委員会で協議	
③ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業	60	25					第 4 回委員会で協議	
④ 高齢者短期生活支援住居運営事業	62	26					2021.9 廃止	
⑤ 老人福祉センター管理運営事業	63	27	○					
⑥ 生活管理指導短管理運営事業	64	28	○					

第4章 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり (案)



1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○行政区によるひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動
対 象 者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事 業 概 要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者を地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

地域の住民同士のつながりが希薄になる中、高齢者のみの世帯が急激に増え、孤立死や老老介護等が大きな社会問題となっています。

高齢社会においては、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が重要な課題となっており、地域住民同士の連携、民生委員・児童委員を中心とした地域の関係機関相互の連携を進める必要があります。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援を行っています。

社会福祉協議会が委嘱している福祉委員と民生委員・児童委員等が地域の中で連携して見守り活動等ができるように福祉委員研修会の実施をしました。また、行政区圏域で支え合いマップを実施し、日頃から見守り体制づくりの構築を進めてきました。

イ 第8期計画の評価・課題

高齢化や核家族化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など見守りが必要な人が増加しており、地域住民や関係機関等が連携・協働して見守り活動を進めていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

民生委員・児童委員と区や関係機関等が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
1	地域の 見守り 体制の 構築	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○行政区によるひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者を地域で見守り支え合う体制を構築しています。	○民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援を行っています。 ○社会福祉協議会が委嘱している福祉委員と民生委員・児童委員等が地域の中で連携して見守り活動等ができるように福祉委員研修会の実施をしました。また、行政区圏域で支え合いマップを実施し、日頃から見守り体制づくりの構築を進めてきました。 ○高齢者見守りネットワークについては、協力事業所等が地域の高齢者のちょっと気がかりなことに気づいたときに、地域包括支援センターに連絡が入るネットワークによる見守りができました。 ○地域包括支援センターでは、3種の専門家（保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員）が連携しながら、地域で暮らす高齢者とその家族を支援、見守りを行いました。 ○行政区や町内会により、ひとり暮らしの高齢者等を定期的な訪問や集う場で見守ることができました。	○高齢化や核家族化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など見守りが必要な人が増加しており、地域住民や関係機関等が連携・協働して見守り活動を進めていく必要があります。	○民生委員・児童委員と区や関係機関等が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。	継続
2	社会福祉協議会活動	○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（フードバンク事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等	社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。	○住民の主体的な地域づくりに向けた体制作りでは、生活支援コーディネーター、コミュニティワーカーが中心となり行政区、地区、旧町、市のそれぞれの圏域における課題解決に向けたネットワークの構築を進めてきました。行政区圏域では住民同士の日常的な見守り、支え合い活動に繋がるように、福祉委員活動、サロン活動等の支援。また地区圏域における協議体を中心として、地域課題の把握、解決に向けた取り組みの検討・支援を行いました。 ○総合的な相談・支援体制づくりでは、各地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、総合相談センターを中心に、高齢者、障害者、ひきこもり、経済的困窮など制度の狭間にある住民や複合的な課題のある世帯等への支援を様々な関係機関と連携して対応してきました。 ○日常生活自立支援事業では、判断能力に不安のある高齢者、知的障害者、精神障害者などの方に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について、関係機関・団体と連携を図りながら支援を行いました。その中で、生活支援コーディネーター等と連携して、高齢で障害を抱えながら生活されている方について地域に障害についての理解を求める働きかけを行い、地域のサロン活動の参加につながったケースもあります。（契約件数75件） ○共同募金活動においては、配分金事業の一つとして、集いの場づくり（いきいきサロン事業）の助成金、話し合いの場づくりの助成金に活用し、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーが地域住民と協働しながら、場づくりの推進、運営の支援を行いました。 ○善意銀行による助成活動では、生活に困窮し食料品等の確保が難しい世帯に、地域の企業等から寄付を受けた食料品等や善意銀行に預託いただいた浄財を活用し食料品を購入し無償提供を行う「緊急食料支援」を展開しています。食料提供だけにとどまらず、困りごとの状況を聴き、生活再建の支援を行っています。 ○ボランティア市民活動支援については、ボランティア・市民活動センターを窓口として、ボランティア活動者と活動先のマッチング支援や運営支援を中心に、「自主性・自発性・主体性」もって活動が展開されるように支援を行いました。また小・中・高等学校の福祉学習をサポートすることで、児童生徒が高齢者・障害者等の理解を深め、地域を知る機会に繋げ思いやりを育む働きかけを行いました。	○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくりでは、コロナウイルス感染予防の観点から住民の集いの場づくりの開催、見守り活動など地域福祉活動に大きく影響を及ぼしました。そのような状況の中、活動に工夫をしたり、様々なアイデアが生まれ住民同士が思いやり、つながる方法と一緒に考え交流につなげました。また地域課題の解決に向けた話し合いの場づくりが広がっており、地区圏域では地域での支え合いの基盤づくりに向け、コミュニティ組織の福祉部、企業等と連携して買い物支援等の問題に取り組むなど、地域課題の解決に向けた取り組みと一緒に考えるなど住民主体の地域づくりを行ってきました。 ○高齢者やその家族が抱える課題も多様化・複雑化しており、複合多問題ケースが増加する中では、総合相談センターだけでは対応が難しく、地域住民や行政、生活支援コーディネーター等と協議の場をもちながら進めています。しかし、高齢者を含め複合多問題ケースにおいては、多機関調整や庁内調整等が必要不可欠ですが、上手く機能していない面もあります。 ○日常生活自立支援事業では、判断能力が乏しい高齢者や障害者が地域での安定的な生活を支援する事業としてニーズは高く、相談者件数が増加しています。契約に基づき支援をすすめる中で、判断能力の低下が著しく進み、本事業での対応が難しくなるケース、今後その恐れがあるケースも多く、成年後見制度へのつながりが課題となっています。（待機者 15件） ○共同募金配分金を活用した集いの場・話し合いの場の推進により、支え合いの地域づくりは前進しています。制度やサービスでは充足できない地域課題への対応に共同募金配分金を活用を検討する必要があります。 ○善意銀行による助成活動は、広報等で善意銀行やその使い途について発信していますが、まだまだ市民に十分周知ができていない等、市民へ理解浸透を図る必要があります。 ○ボランティア・市民活動支援では、ボランティアグループメンバーの高齢化等により活動を辞められたグループやコロナ禍で活動が思うようにできないなどの理由から活動者の減少が続いています。	○住民の主体的な地域づくりに向けた体制作りでは、豊岡市地域福祉計画において、「支え合いの地域づくり」「協働で進める地域づくり」「生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進」を基本方針として、地域課題が多様化する中で、地域住民と様々な関係機関や団体等と連携・協働し住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくりに努めます。 ○社会が変化する中で、複雑化する様々な相談に対して包括的に受け止め各支援機関の連携・協働のもと解決に向けた体制の充実・強化に努めます。 ○日常生活自立支援事業では、成年後見制度による支援が必要となる方を制度につなぎ、権利擁護支援が必要な方が地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民と連携した支援を継続します。 ○共同募金活動において、制度やサービスでは充足できない地域課題に対応する配分事業を検討します。 ○善意銀行による助成活動では、引き続き既存制度やサービスで対応できない地域課題について善意銀行の有効活用を含め検討を行うとともに、市民へ理解啓発を図っていきます。 ○ボランティア・市民活動支援では、登録ボランティアグループの活動支援を強化し、新規ボランティア活動の活性化を図ります。	継続

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
3	民生委員・児童委員の活動	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○緊急通報システム事業 ○災害時要援護者名簿登録制度	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。	○民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援しています。 ○日頃から地域住民の実態や福祉ニーズの把握に努め、支援が必要な住民に対しては、適切なサービスが利用できるように情報の提供、手続きの支援、行政との連絡調整等を行っています。 ○救急医療情報キットの配布や緊急通報システムの使用に係る手続き等の支援を行っています。 ○緊急通報システム事業については、自宅での緊急事態に速やかに消防本部に通報され対応する機器を貸与しました。 ○災害時要援護者名簿登録制度に基づく名簿への登録勸奨や平常時における要援護者の見守り活動などを行っています。	○地域住民の抱える生活課題が複合化・複雑化しており、福祉、保健、医療等さまざまな関係機関と連携しながら対応していく必要があります。 ○高齢化や核家族化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り活動が十分に行き届いていない可能性があります。	○民生委員・児童委員と区や民生・児童協力委員、福祉委員が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。 ○複合化・複雑化した生活課題に対応できるように民生委員・児童委員の研修の機会の充実を図る。また、制度やサービスについての情報提供等を行います。	継続
4	ボランティア・市民活動センターの活動	ボランティア・市民活動センター運営事業（社会福祉協議会）	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。	○社会福祉協議会が運営しているボランティア・市民活動センター（本所・支所）は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るため、学習、体験、情報提供を推進してきました。 ○センターでは、様々なグループや個人のボランティアが登録され、給食弁当の調理や配食、朗読、点字等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、それぞれの分野における支援活動を展開しています。様々な活動において、自身の楽しみややりがい、見守り活動など、地域づくりにもつながっています。 ○各種助成金の情報提供等、ボランティア活動についての様々な相談を行っています。 ○近年多発する災害に対応するために、災害支援ボランティアセンターについて、各団体等とセンターの運営・活動に関する協定を締結しました。災害発生時に、効率的・効果的にボランティア活動を行うため関係団体等と連携して災害ボランティアセンター合同研修会を実施しました。	○少子高齢化、地域とのつながりの希薄化等の社会状況の中、ボランティア活動等の住民の自発的・自主的な活動は、地域の福祉力の強化をするものであり、その活性化に大きな期待が寄せられる一方で、ボランティアグループは、高齢化による活動の休止や解散が見受けられます。また、コロナ禍で活動が思うようにできないグループもあります。 ○地域住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりを進めることが必要です。 ○地域での支え合い活動の体制づくりを中心に、近所同士のつながりづくりや地域活動の世話役などの担い手が不足していることが大きな課題になっています。 ○人材の発掘や育成を含め、更に積極的な普及啓発活動の推進が必要です。 ○災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等から、防災意識が向上し醸成している。	○ボランティア活動を担う人材の育成やボランティア団体、セルフヘルプグループ等への支援を充実するために、ボランティア・市民活動センターの機能を強化します。 ○災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等を充実することで、日頃から災害に対応した体制づくりを進めるとともに、常時の地域活動の向上へと結び付けていきます。	継続
5	学校教育などにおける福祉教育	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○児童・生徒のボランティア活動推進事業（豊岡市社会福祉協議会）	児童・生徒、地域住民	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。	○福祉教育では、地域で暮らす様々な方の生活や生き方の違いに気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と公平に対する理解を深める機会として実施してきました。 ○福祉教育で学んだことを子どもたちが住民に発表することで、地域住民にも福祉への理解を深めることに繋がりました。また、福祉教育で学んだことをもとに、子どもたちが地域について考え、自分たちができることをコミュニティと住民と一緒に取り組みました。 ○学校教育の場では、社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進助成事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。また、地域課題にあわせた取組みも実施しており、なかでも認知症の理解について「認知症サポーター養成講座」等によって、小学校・中学校・高校と取組みを広げています。 ○子ども福祉委員活動に特化した事業は、2022年度に終了しましたが、児童・生徒のボランティア活動推進事業と一体的に進めることで枠にとらわれることなく福祉教育に取り組みました。	○福祉教育において、当事者の話を直接聞くことで、更に福祉に対する理解が深まってきています。 ○地域にはさまざまな社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、それぞれの事業計画の中に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取り組みが必要です。 ○認知症、障害の理解等、現在の地域課題に即した内容等を提供することで、福祉学習の充実を図っていく必要があります。	○社会福祉協議会では、小学校・中学校・高校・短大、専門職大学と連携し、地域活動やボランティア活動を通じて、地域に目を向ける視点を育てるとともに、子どもたちが自分の住む地域や住民の生活に関心を持ち、地域課題等について考える機会、地域の活動に積極的に参加する機会をつくりまします。	継続
6	老人クラブ	老人クラブ活動促進事業	老人クラブ	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、さまざまな活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組む老人クラブの支援を行っています。	クラブ数・会員数は共に減少しているため、豊岡市老人クラブ連合会が作成した活動PR動画「いつまでも生き活きた自分でいましょう」を、市の公式ホームページに掲載しています。また、市の公式ツイッターでも視聴の案内を行いました。	老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を果たすとともに、児童の登下校の見守りや伝統文化の伝承を通じて地域づくりにも貢献しています。一方で、老人クラブ数自体が減少している他、定年延長による新規加入者の減少や会員の高齢化、また役員の後継者不足、活動のマンネリ化等が課題となっています。	引き続き、市の公式ホームページや公式SNSで広報するなど、豊岡市老人クラブ連合会が実施する取り組みを支援します。	継続

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考																																																																			
7	高齢者大学・高齢者教室	○但馬文教府みてやま学園 ○但馬高齢者生きがい創造学院	高齢者	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置され、基礎的知識を習得するための教養講座と6つの専門講座が開講されています。 ○但馬高齢者生きがい創造学院は、高齢者等の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に13講座が開講されています。	<table><tr><th colspan="4">但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2022年度）</th></tr><tr><th colspan="2">講座・コース名</th><th>内容</th><th>受講者数(人)</th></tr><tr><td colspan="2">教養講座</td><td>変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。</td><td>737</td></tr><tr><td rowspan="6">専門講座</td><td>健康づくり</td><td>さまざまなゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。</td><td>49</td></tr><tr><td>但馬の文化</td><td>但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。</td><td>76</td></tr><tr><td>但馬の自然・産業</td><td>但馬の自然やそれを活かした産業について学びます。</td><td>35</td></tr><tr><td>麦わら細工</td><td>城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりを実践します。</td><td>33</td></tr><tr><td>書道</td><td>書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。</td><td>26</td></tr><tr><td>パソコン</td><td>（初級）ワードで文字入力や文書作成を学びます。 （中・上級）エクセルで、名簿作成や表計算等を学びます。</td><td>25</td></tr></table> ※受講生は但馬各市町から163人、うち豊岡市からは134人 <table><tr><th colspan="4">但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（2022年度）</th></tr><tr><th>講座名</th><th>受講者数(人)</th><th>講座名</th><th>受講者数(人)</th></tr><tr><td>陶芸</td><td>16</td><td>絵画</td><td>12</td></tr><tr><td>木彫</td><td>19</td><td>パソコン</td><td>13</td></tr><tr><td>麦わら細</td><td>33</td><td>囲碁</td><td>5</td></tr><tr><td>書道</td><td>25</td><td>写真</td><td>13</td></tr><tr><td>表具</td><td>7</td><td>編み物</td><td>10</td></tr><tr><td>俳句</td><td>16</td><td>カラオケ</td><td>14</td></tr><tr><td>短歌</td><td>9</td><td>合計</td><td>192</td></tr></table> ※受講生は但馬各市町から192人、うち豊岡市からは179人	但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2022年度）				講座・コース名		内容	受講者数(人)	教養講座		変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	737	専門講座	健康づくり	さまざまなゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	49	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。	76	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを活かした産業について学びます。	35	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりを実践します。	33	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	26	パソコン	（初級）ワードで文字入力や文書作成を学びます。 （中・上級）エクセルで、名簿作成や表計算等を学びます。	25	但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（2022年度）				講座名	受講者数(人)	講座名	受講者数(人)	陶芸	16	絵画	12	木彫	19	パソコン	13	麦わら細	33	囲碁	5	書道	25	写真	13	表具	7	編み物	10	俳句	16	カラオケ	14	短歌	9	合計	192	（ア）高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。 （イ）余暇の多様化や労働環境、経済環境の要因もあり、各講座・教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。	受講生の増加を図るため、高齢者へ事業の周知について支援します。	継続
但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2022年度）																																																																											
講座・コース名		内容	受講者数(人)																																																																								
教養講座		変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	737																																																																								
専門講座	健康づくり	さまざまなゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	49																																																																								
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。	76																																																																								
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを活かした産業について学びます。	35																																																																								
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりを実践します。	33																																																																								
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	26																																																																								
	パソコン	（初級）ワードで文字入力や文書作成を学びます。 （中・上級）エクセルで、名簿作成や表計算等を学びます。	25																																																																								
但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（2022年度）																																																																											
講座名	受講者数(人)	講座名	受講者数(人)																																																																								
陶芸	16	絵画	12																																																																								
木彫	19	パソコン	13																																																																								
麦わら細	33	囲碁	5																																																																								
書道	25	写真	13																																																																								
表具	7	編み物	10																																																																								
俳句	16	カラオケ	14																																																																								
短歌	9	合計	192																																																																								
8	スポーツ・レクリエーション	スポーツクラブ21等	概ね60歳以上の高齢者	高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのさまざまな事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。	コロナ禍により、スポーツ分野においても様々な活動が停滞し、地域におけるスポーツイベントの廃止など、大きな影響を受けました。 感染症法上の位置づけが見直されて以降、徐々にスポーツクラブ21・スポーツ推進委員による普及啓発など各種スポーツ活動が再開され、地域に活気が戻りつつあります。	（ア）スポーツクラブ21、スポーツ協会及びスポーツ推進委員と、老人クラブ等の地域団体との連携により増えつつあったスポーツ機会が、コロナ禍により、停滞に追い込まれました。 （イ）地域におけるスポーツ活動についてはライフステージごとニーズや身体状況に配慮し、無理なく取り組めるニュースポーツ等の普及を図る必要があります。	子どもから高齢者まで、多様な主体それぞれが体力や技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるよう、ライフステージにあった運動プログラムを提供・普及するための仕組みづくり、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたいくなる環境づくりに取組みます。 65歳以上の精神的発達の完成時期に到達した世代については、スポーツを通じて、①健康づくり、疾病予防、②社会参加の促進を実現すべく、保健・福祉分野と連携し、健康づくりや疾病予防を目的とした運動習慣の確保に努めるとともに、スポーツクラブ21等各種団体の活動を通じて、スポーツによる交流を深め、仲間づくりや生きがいづくりにつながる事業を展開します。	継続																																																																			

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
9	豊岡市シルバー人材センター	高齢者就業機会確保事業	高齢者	豊岡市シルバー人材センターは、基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。 また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。	豊岡市シルバー人材センターの運営の安定化を図るため財政支援を継続するとともに、センターが実施する各事業の周知を行うなど支援を行いました。	豊岡市シルバー人材センター事業の啓発を行うとともに、高齢者にふさわしい就業の確保が行われました。 また、定年延長、雇用継続によりセンター入会時の年齢が高くなるとともに会員数も減少傾向にあるため、就業依頼数に応えられる会員数の確保が課題となっています。	会員数の確保を図るため、対象者に対して積極的な勧誘活動を推進するとともに、就労人材育成のための講習会の開催、会員の経験や知識を生かした就業機会の確保を支援します。	継続
10	サロン・カフェ	サロン・カフェ	高齢者等	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。	(ア) 行政区が実施する「ふれあいいきいきサロン」に対し、豊岡市社会福祉協議会が活動年数によって補助を行いました。 (イ) 市が豊岡市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター等が、サロンの立ち上げの働きかけや運営支援を行いました。 (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、活動制限が必要となり集まれない時期には世話役が訪問したり、SNSによる安否確認を行うなど、つながりを継続する取り組みが行われたケースもありました。	生活支援コーディネーター等の働きかけや支援により、社会参加の機会の一つとなるサロン・カフェ等の集いの場の新規開設が進められました。 サロン・カフェの開催を楽しみにされている高齢者は多く、参加者と地域との交流の場となっています。また、参加することで社会参加・健康維持につながっています。 しかし、参加者が固定化する傾向にあることや、世話役等運営に携わる後継者の確保が難しくなっていることが課題となっています。	生活支援コーディネーター等を通じて、サロン・カフェの新規開設支援や既存の集いの場の質的充実に取り組むとともに、サロン・カフェが継続して運営されるよう支援を行います。	継続
11	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	高齢者や障害者を含むすべての県民	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、1992年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。	本市では「福祉のまちづくり条例」により一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知を受理し審査・指導を行いました。	(ア) 日常生活や社会生活での物理的、心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。 (イ) 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の環境改善等も併せて推進することが重要です。	(ア) 県と連携し高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。 (イ) 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、店舗、駅、公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。	継続
12	バリアフリー仕様の公営住宅の整備	バリアフリー仕様の公営住宅の整備	市営住宅の入居者	市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿命化計画（2019年3月改定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。	市営住宅の新築や、既存の市営住宅の大規模なバリアフリー改修工事は実施していません。 市営住宅1箇所、入居者の退去等により空室になった部屋の修繕工事に併せて、浴槽をまたぐ高さが低く高齢者でも出入りしやすい浅型の浴槽に取り替える工事を実施しています。	2003年度頃から建替え等により整備した住宅の多くは、高齢者等に配慮し居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者については高齢化が進んでおり、エレベーターのない中層住宅の上層階に居住する高齢者等が下層階へ住み替えるなどの対応が必要となっています。	既存の市営住宅については、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造および設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。 エレベーターのない中層住宅で上層階に居住している高齢者等に、医師が認める身体機能の低下等がある場合、下層階への住み替え等に配慮します。	継続

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
13	高齢者の虐待防止	高齢者虐待対応	65歳以上の高齢者	高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センターおよび豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む。）に設けています。また、高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する支援を適切に実施するため、「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関と連携して対応にあたっています。	虐待認定には至らないものの、虐待の疑いのある家庭内でのトラブルや、複合多問題世帯の事例が増加しています。相談や通報があった場合には、迅速な対応に努め必要な支援につなげています。	居宅介護支援事業所の介護支援専門員、介護事業者、警察、医療機関などの専門機関からの通報が増加しています。また、高齢者が生命や身体に危険を感じ、特別養護老人ホームなどへの緊急入所が必要となるケースも増加してきています。	虐待の根本的な解決に結びつけるため、被虐待者のみではなく、家族介護者を対象とする家族介護教室、認知症カフェ等の家族介護者への支援事業を実施し、虐待の主な発生原因とされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消等、養護者への適切な支援に努めます。緊急的な分離措置が必要な場合、早期に対応できるよう介護老人福祉施設との連携に努めます。	継続
14	買い物弱者の対策支援	買い物弱者の対策支援						新規検討中
15	高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	外出支援サービス助成事業	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者	電車、バス、タクシー等の一一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等およびその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。	登録者数、延利用回数ともに計画値より上回っています。			検討中
16		住宅改造費助成事業	介護保険の認定を受けた方、身体障害者手帳1級又は2級の方及び療育手帳A判定の方の属する世帯	介護保険の認定を受けた方や障害者等が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を今後も送るため、その身体状況に応じた既存住宅の改造をしようとする際に必要となる経費の一部を助成しています。	市ホームページや介護支援相談員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めました。2022年度からは住宅改造・一般型は廃止し、住宅改造型（旧住宅改造・特別型）のみとして介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した改造に対し、住宅改造費を助成しました。	（ア）住宅改造型（旧住宅改造・特別型）は、介護認定者や重度障害者等の自立した生活の維持や介護者の負担軽減に一定の役割を果たしています。 （イ）住宅改造・一般型は、高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な改造であり、新築住宅のバリアフリー化の進展により予防的なバリアフリー化のニーズが低下したため、既存住宅においては住宅改造型で対応可能であることから廃止しました。	介護支援専門員への周知を行うとともに、市ホームページ等を活用し、利用者や事業者への周知を実施します。住まいの改良相談員とも連携しながら、各制度との一体的利用により最大限の費用対効果となるよう相談支援を行います。また、限られた予算の中で、有効活用できるよう事業の在り方を検討します。	継続
17		緊急通報システム整備事業	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯、障害者世帯	緊急通報装置及び火災警報器の貸与を行っています。緊急通報装置のボタンを押すと消防本部に自動通報し、近隣協力者による安否確認や救急車の迅速な出動が可能となります。また、火災警報器が火災感知すると、自動的に消防本部への通報が行われます。	民生委員・児童委員の協力のもと、緊急通報装置および火災警報器の貸与を行いました。	ひとり暮らしの高齢者等が在宅生活を安心して送るために、緊急通報装置が大きな役割を果たしています。緊急の際に安否確認などを担う近隣協力者の確保が難しいケースが増加していることが課題となっています。	引き続き、ひとり暮らし高齢者等の安心、安全の確保のため、事業を継続します。	継続

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
18	高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	救急医療情報キット配布事業	65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯等	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、急病などの緊急時に速やかな救急対応を実施するため、「かかりつけ医」や「持病」、「緊急時の連絡先」などの重要情報を保管する「救急医療情報キット」を配布しています。この配付先は消防本部と共有しており、より迅速な救急活動を行っています。	民生委員・児童委員の協力を得て、事業の周知や申込の勧奨、また保管容器内の情報の更新を行いました。 消防本部活用実績 2020年1～12月：46件 2021年1～12月：61件 2022年1～12月：45件	緊急時における本人からの情報提供が困難な場合や、親族が全ての情報を把握していない場合にも本人の医療情報が把握でき、迅速な救急処置を実施することができました。また、救急搬送時に、本人情報を医療機関に速やかに伝えることができるため、高齢者の日常生活の安心感が向上しています。	民生委員・児童委員を通じて、救急医療情報キットの普及に努めます。	継続
19		訪問理美容サービス事業	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および身体障害手帳の肢体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方	身体上または精神上の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が、自宅で散髪のサービスが受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。	実利用者数、延利用回数共に増加傾向にあります。	理美容店へ行くことが困難な方の負担軽減に一定の効果がありました。	各理美容組合等と連携し、利用できる理美容店の確保に努めます。	継続
20		生きがい活動支援通所事業	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方	介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。	受託事業者を対象に、市の保健師と但馬長寿の郷の理学療法士による、フレイル対策の体操等の研修を行いました。	受託事業者の人材不足により事業の継続が困難になってきています。	利用者の減少、受託事業者の状況を踏まえ、事業の見直しを検討します。	縮小
21		高齢者祝福事業	最高齢者・最高齢夫婦および当該年中に満100歳を迎える方	高齢者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齢者、最高齢夫婦及び満100歳を迎える方に記念品を贈呈しています。	満100歳の方は増加傾向にあります。	贈呈した記念品を通じて、市から祝福の気持ちを伝えることができ、一定の効果がありました。	対象者の増加、兵庫県や他市の動向も踏まえ、事業の見直しを検討します。	縮小
22		要援護世帯雪下ろし援助事業	市民税非課税世帯で、雪下ろしが困難な要援護世帯（高齢者世帯、重度障害者世帯、母子世帯）	業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合に、その費用の一部を補助しています。	積雪量により利用件数にばらつきがあります。	積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果がありました。	要援護世帯の安全な居住環境の確保のため、引き続き事業を継続します。	継続

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
23	施設サービスおよび支援施設等	養護老人ホーム（老人保護措置事業）	概ね65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。	居宅サービスなどの提供による在宅生活の継続や、他の施設への入所も検討した上で、入所措置を決定しました。入所後も、入所者の生活状況を定期的に確認し、安定した生活が続けられるようサポートしています。入所者より退所者が上回っているため、在籍人数は減少傾向にあります。	在宅生活が難しい高齢者に対して、安全な生活環境を確保できました。	関係機関と連携を取りながら、対象者について措置の必要性を検証し、適切な入所措置に努めます。	継続
24		軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業						検討中
25		有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業						検討中

	事業・取組	事業・取組の名称	対象者	事業概要	第8期の取組状況・実績	第8期の評価・課題	第9期の方向性	備考
26	施設サービスおよび支援施設等	高齢者短期生活支援 住居運営事業	60歳以上で災害や高齢者虐待等、突発的な事情により、生活環境を失った方（市民税所得割非課税世帯に限ります。）	生活環境を失った方に住居および生活支援を提供することにより、高齢者の生命を守り、健康的な生活が送れるよう特別養護老人ホームに委託し、居住スペース1室を確保していました。（利用定員：1人、利用期間：6カ月以内）。	利用者の僅少により2021年9月に事業を廃止しました。			廃止
27		老人福祉センター管理運営事業（長寿園）	高齢者	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに資するため、豊岡圏域に長寿園を設置しており、指定管理者により管理・運営が行われています。	長寿園は、市老人クラブ連合会の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。 浴室は、ボイラー故障により2021年1月に休止し、2022年3月末で廃止しています。	高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。 施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け、積極的に広報活動を行う必要があります。	更なる高齢者団体の活性化、施設の利用促進のために指定管理者と協力し、充実した取組・広報活動を行います。	継続
28		生活管理指導短期宿泊事業	社会適応が困難である高齢者のうち、施設に短期宿泊させて生活習慣等の指導および体調調整を行う必要がある方	在宅生活が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。	虐待や困難ケースのみならず、災害時でも柔軟かつ適切に対応できる事業となるよう、事業内容を見直しました。 延利用者数は増加傾向にありますが、延利用日数は大幅に減少しています。	事業の見直しにより、災害等でも利用が可能となり、一定の効果がありました。 また、緊急連絡先や緊急時に対応可能な方が不在のケースが増加していることが課題となっています。	社会生活が困難になった高齢者の生命の保持及び健康的な生活の確保のため、引き続き事業を継続します。	継続